

## 食品安全情報（化学物質） No. 19/ 2017 (2017. 09. 13)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部  
(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

### <注目記事>

#### 【AFSCA】 卵のフィプロニル

ベルギー連邦フードチェーン安全庁（AFSCA）が、卵のフィプロニルに関する専用ウェブサイトの英語版を公開した。その中で、消費者向け FAQ 及び問題の時系列などを発表している。

\*ポイント： EU で大騒動になっている鶏卵のフィプロニル汚染が最初に発覚したベルギー当局が、英語でも専用サイトを立ち上げました。このサイトでは、回収対象の鶏卵リストやそのコードの読み方を紹介するページならびに報道発表へもリンクされていますし、問題発覚から現在までの経緯が簡単にまとめられた時系列も公表されているので、この問題の全体像がわかりやすいサイトになっています。

この他、EU RASFF には他国産の卵のフィプロニルに関する通知が多数出ていますので参考にして下さい。また EU とは別途問題になっている韓国では、政府が残留動物用医薬品の検査体制を強化し、フィプロニルを含む複数の農薬について検査項目にその代謝物も含めることにしたようです。

#### 【FDA】 FDA は早期ピーナッツ導入とピーナッツアレルギーの発症リスクの低下を関連させる限定的健康強調表示を認める

入手可能な科学的根拠の系統的レビューを行った後、FDA は重症アトピー性皮膚炎及び/あるいは卵アレルギーのある乳児向けに、4～10 か月齢の間に挽いたピーナッツを含む食品を摂取することと 5 才までにピーナッツアレルギーを発症するリスクを減らすこととの間の関連性を説明する限定的健康強調表示（qualified health claims）の使用について執行の自由裁量を行使すると決めた。記載内容にはその強調表示を支持する科学的根拠のレベルを正確に伝えるための限定的文言や免責条項などが必要だとしている。

\*ポイント： 以前は、アレルギー予防のためにはそのアレルゲンとなる食品を乳幼児期には食べさせないようにするという考え方が主流でした。しかし科学の進歩とともにアレルギーに関する新たな科学的知見が得られるようになり、本年 1 月に NIH 傘下の国立アレルギー感染症研究所(NIAID)が国内で発症者の増加が問題になっているピーナッツアレルギー予防のための臨床ガイドラインを公表し、その中で以前の考え方とは逆に乳幼児期にピーナッツを含む食品を導入するよう助言したために話題となっていました。今回の限定的健康強調表示はその助言の根拠にもなった一つの臨床試験に基づいたものであり、FDA はその有効性を認識して表示することには反対しないと述べています。ただし、この導入は保護者が勝手に行えるようなことではなく、表示には予め医師と相談することを必ず記載することも強調しています。

#### 【FSA】 FSA は社会科学の能力についてのレビューを発表

FSA は社会科学能力についてのレビューを King's College London に委託した。このレビューでは、FSA 内の社会科学の能力と、FSA の戦略を支援するだろう最良の根拠と能力を同定し選択肢を評価した。

## 目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

### [【WHO】](#)

1. 国際鉛中毒予防行動週間

### [【EP】](#)

1. フィプロニルによる鶏卵汚染事件およびそれが食品供給網に及ぼす影響について：近況報告

### [【EC】](#)

1. パブリックコメント募集：食品と接触するニスやコーティングやプラスチックのビスフェノール A
2. 査察報告書
3. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

### [【EFSA】](#)

1. 乳幼児に乳幼児期栄養生理学に基づいた食事を与え始める時期を科学的に判断するための、補助食品の導入年齢と健康状態との関連についての体系的な検討に関する公式文書
2. FoodEx2 閲覧ソフトウェアガイド
3. 香料グループ評価
4. 遺伝子組換え関連
5. 肉用鶏および育成中の採卵鶏向けの Avatec® 150G (ラサロシド A ナトリウム)の安全性と有効性および、肉用鶏、育成中の採卵鶏、肉用七面鳥、採卵を目的としないマイナー鳥種(キジ、ホロホロ鳥、ウズラ、ヤマウズラ)向けの認可条件の変更

### [【FSA】](#)

1. 卵のフィプロニル更新
2. FSA は社会科学の能力についてのレビューを発表
3. TRS Wholesale Ltd は法的制限を超過したアフラトキシンの濃度のため TRS Whole チリ・エキストラ・ホットを回収措置
4. 大量の DNP（ジニトロフェノール）が食品犯罪対策において押収された
5. FSA の 9 月理事会用ペーパー発表
6. 英国複数年全国コントロール計画 2016 年次報告書発表

### [【COT】](#)

1. 2017 年 9 月 5 日の議題

### [【NHS】](#)

1. Behind the headlines

### [【ASA】](#)

1. ASA は Longaim 社が運営する Candy Kittens に対し指導

### [【AFSCA】](#)

1. 卵のフィプロニル

### [【FDA】](#)

1. FDA 長官 Scott Gottlieb, M.D.からの声明、米国市民が明確かつ一貫したカロリーと栄養の情報を入手できることを保証する FDA の役割に関して；今度のガイダンスはより大きな明確性と確実性をもたらすだろう
2. FDA は DSHEA 以前の食品成分リストの開発について議論する公開会合を開催する
3. FDA は早期ピーナッツ導入とピーナッツアレルギーの発症リスクの低下を関連させる限定的健康強調表示を認める
4. 公示
5. 警告文書

### [【CDC】](#)

1. 金属プレスレットに関連する乳児の鉛中毒ーコネチカット 2016

### [【USDA】](#)

1. USDA は「FoodKeeper」アプリにリコール情報を統合

【FSANZ】

1. ピーナッツアレルギーのある消費者に複数のリコールについて警告

2. 食品基準改定

【APVMA】

1. APVMA モデル評価枠組みについて業界からの意見を募集

【TGA】

1. 2017ARCS 年次会合での TGA のプレゼン

2. リコール

【MFDS】

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果

2. 勃起不全治療薬の類似物質が検出された無申告の輸入「EXT パワープラス (EXT Power Plus)」製品の回収措置

3. 卵のフィプロニル関連記事 (3-1. 釈明資料、3-2. 政府発表)

【その他】

・食品安全関係情報 (食品安全委員会) から

・(EurekAlert) 専門家が食用動物に使用される抗生物質を減らすための米国の政策ロードマップを発表

・(EurekAlert) 研究が回遊性シーフードの放射能に関する懸念を否定する

・(EurekAlert) 1 日三回タンパク質を食べることが高齢者を強くする

・(EurekAlert) 国際研究が脂肪と炭水化物を適度に摂取することが健康にとってベストであることを示す

・(EurekAlert) 報告書：全粒穀物は直腸結腸がんリスクを下げ、加工肉は上げる

・(EurekAlert) アプリコットカーネル抽出物で男性がシアン化物中毒になった

・(EurekAlert) 誇大広告に注意 - 科学の「偏った解釈」は広く行われている、研究者が警告

---

● 世界保健機関 (WHO : World Health Organization) <http://www.who.int/en/>

## 1. 国際鉛中毒予防行動週間

International lead poisoning prevention week of action

[http://www.who.int/ipcs/lead\\_campaign/en/](http://www.who.int/ipcs/lead_campaign/en/)

2017 年 10 月 22~28 日を国際鉛中毒予防行動習慣とし、本年は特に鉛塗料の廃絶に焦点を当てている。鉛中毒は予防可能であるが、保健指標評価研究所の 2015 年データに基づく推定によると、鉛暴露の影響は 494,550 の死亡と、長期影響は途上国での負荷が最大で 930 万 DALYs に及ぶ。

\*2017 年のテーマは「鉛塗料禁止」

[http://www.who.int/ipcs/lead\\_campaign/objectives/en/](http://www.who.int/ipcs/lead_campaign/objectives/en/)

キャンペーン週間には、鉛中毒についての関心を高めよう、子供の鉛中毒の予防のために国やパートナーの取り組みを強調しよう、鉛塗料を廃絶するためにさらなる行動を促そう。

---

● 欧州議会 (European Parliament)

<http://www.europarl.europa.eu/portal/en>

1. フィプロニルによる鶏卵汚染事件およびそれが食品供給網に及ぼす影響について：近況報告

EP AGRI Highlights

01-09-2017 - 11:26

Fipronil egg contamination scandal and consequences for the food chain: update

<http://www.europarl.europa.eu/committees/en/agri/home.html>

欧州委員会 保健・食品安全総局(Direction Générale Santé et sécurité alimentaire: DG SANTE)の代表は、欧州議会 農業・農村開発委員会(Committee on Agriculture and Rural Development: AGRI Committee)に対し、フィプロニルが EU に加盟している数カ国の採卵鶏農場で違法に使用されていた事件の状況、およびこの不正が EU 全体の食品供給網に与えている影響について、先週の木曜日(2017.8.31)の午前に行われた会合の場で、最新情報を提示した。EU 加盟国の多くは、鶏卵および鶏卵を含む加工品を市場から回収することを余儀なくされている。AGRI Committee のメンバーは、現況についておよび農業分野に及ぶと予測される影響についてのさらなる情報を、意欲的に求めていた。

---

● 欧州委員会 (EC : Food Safety: from the Farm to the Fork)

[http://ec.europa.eu/food/food/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm)

1. パブリックコメント募集

食品と接触するニスやコーティングやプラスチックのビスフェノール A

Bisphenol A in varnishes and coatings and plastics intended to come into contact with food

[https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/initiatives/ares-2017-4140854\\_en?](https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/initiatives/ares-2017-4140854_en?)

9月20日まで意見募集

2. 査察報告書

- 日本一生きた動物および動物製品における、動物用医薬品を含む化学物質の残留および混入を管理する体制の評価

2017-6183-Evaluate the control of residues and contaminants in live animals and animal products including controls on veterinary medicinal products—Japan – JP

29 August 2017

[http://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit\\_reports/details.cfm?rep\\_inspection\\_ref=2017-6183](http://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_inspection_ref=2017-6183)

2017年3月21～31日に日本で実施された、EUへの輸出向けの生きた動物と動物製品に対して公的機関が行う残留物質や汚染物質の管理の有効性を評価するための査察。特に牛肉と養殖魚を対象にした。査察では、残留監視計画(RMP)の実施に関する評価が行われ、動物用医薬品についても、残留物質監視の成績に与える影響を考慮して、それらの認可、流通、使用にわたる評価が行われた。

概して、日本産動物性食品にとられている現行の残留物質管理体制は、EUが承認しているRMPに忠実なものであり、輸出品がEUの基準値を超える残留物質を含んでいないという信頼性の高い保証をもたらしている。一方で、日本で実施されているRMPは、とりわけ妥当性が確認されていない分析法が使用されていることにより、その効果に多少の難点が生じ、悪影響を受けている。それでも、動物用医薬品には包括的処方システムがとられており、その流通と使用については公的機関による管理制度が効果的に運用されているため、残留物質に関して違反が生じるリスクは低い。

今回の査察結果を受けての助言は、牛肉及び養殖魚について検査する動物用医薬品等の種類がEU要件とは異なる部分があるため改善すること、養殖魚のサンプリングについて期間、対象施設、予告なしの実施などの改善を行うこと、違反例に対するフォローアップの実施、分析法の妥当性確認の実施、など。

#### ● ドイツー卵と卵製品

2016-8682 - Eggs and egg products - Germany (DE)

17 July 2017

[http://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit\\_reports/details.cfm?rep\\_inspection\\_ref=2016-8682](http://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_inspection_ref=2016-8682)

2016年10月17～28日、ドイツにおいて、ヒトが摂取する卵と卵製品の生産・販売管理システムを評価するための査察を実施。概してドイツの公的管理制度は、各事業所がEUの求める要件を満たしていることに関しては、それを保証できているが、食品関連事業者が実施している手順がHACCP原則に基づいていることに関しては、そのことを完全には保証できていない。国が作成した認可事業所リストに、欠陥が認められた。さらに、鶏以外の家禽の卵を包装するために使用される施設については、登録や許認可の対象とされていない。

#### ● フランスー動物において抗菌剤が慎重に適用されているかについての情報収集

2017-6200 - Gather information on the prudent use of antimicrobials in animals - France (FR)

17 July 2017

[http://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit\\_reports/details.cfm?rep\\_inspection\\_ref=2017-6200](http://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_inspection_ref=2017-6200)

## 017-6200

2017年3月21～30日、フランスにおいて、動物に対し抗菌剤が慎重に適用されているかどうかについて、実態調査が行われた。概して、国による抗菌剤耐性に関する行動計画（Ecoantibio 計画）が推し進められてきたことにより、動物に対する抗菌剤の適用がより慎重に行われる様に、大幅かつ包括的な進歩が成し遂げられている。その成功要因は、Ecoantibio 計画の下、ペットや馬への抗菌剤の適用に関する行動も含め、対策がうまく推進するように全ての関係者が参加・貢献したことである。2012年の状況との比較では、動物における抗菌剤の使用量は20%以上削減され、それに合わせて動物における抗菌剤耐性の届け出数も低減している。より能率的で規制の色合いの少ない新Ecoantibio計画が2017年4月に発表され、また、最初のEcoantibio計画で実施された諸対策を評価することも重要視されている。

### ● 南アフリカー動物由来食品(哺乳類と鳥類)

2017-6228 - Food of animal origin (mammals and birds) - South Africa ZA

4 September 2017

[http://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit\\_reports/details.cfm?rep\\_inspection\\_ref=2](http://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_inspection_ref=2)

## 017-6228

2017年2月14～27日に南アフリカで実施された、EUに輸出される動物由来のヒト用食品の生産に係る公的管理システムを評価するための査察。商品生産の管理システムは、大まかに見て、EU要件に従って生産が行われることを十分に保証している。だが、重大な違反を検出できないという問題があり、実効性が弱められている。シマウマの肉の旋毛虫検査については、とりわけ使用されるサンプリングシステムと検査方法が十分適切ではないことにより、結果の信頼性が低減してしまっており、公衆衛生上のリスクに影響が及ぶ可能性がある。これらのことはさらに、同じ課題に関する以前の査察の後、対策が実行されていないことを示すことから、所轄官庁による保証の信頼性に疑問を生じさせることになる。

南アフリカの認証の規則と指針は、EU法と等しい保証を提供するものである。だが、その実行において問題点があるために、輸出認証の文言のいくつかについては、その信頼性と保証力が損なわれている。

### ● ギリシャー消費者への食品情報

2017-6057 - Food information to consumers - Greece - GR

4 September 2017

[http://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit\\_reports/details.cfm?rep\\_id=3857](http://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=3857)

2017年2月15～24日にギリシャで実施された、消費者への食品情報に関する管理システムを評価するための査察。この公的管理システムはEU規則の主な要求を満たしている。ギリシャの所轄官庁への助言はない。

- チェコ共和国－資料部門

Feed sector - Czech Republic

18 August 2017

[http://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit\\_reports/details.cfm?rep\\_inspection\\_ref=2017-6042](http://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_inspection_ref=2017-6042)

2017年5月2～12日に行われたチェコ共和国における実態調査。飼料部門で公的管理が計画・実施されるにあたり、生産工程と所轄官庁がリスクに基づいた取り組みを行う際に直面する問題点についての情報を集めるために実施された。概してこの報告書では、適切な対処システムがあることが強調されている。飼料生産者は、適切に構築されたリスク採点システムに基づいて検査されている。ただしこのシステムは、飼料企業管理者(FeBOs)に適するようには開発されておらず、FeBOsのいくつかについては、それらの活動の最新情報を欠いており、計画された検査の実施に悪影響を与えている。FeBOsの自己検査が本来の検査計画の基準としてどのくらい信頼性があるかについては、2018年から考慮されることになっている。

中央レベルで設定された年次サンプリング計画には、所定のリスク基準に基づいて判断される好ましくない物質や禁止物質が広範に含まれ、さらにサンプリング対象とするFeBOsと品目の指示も含まれている。好ましくない物質や禁止物質に関しては、抗コクシジウム剤や動物用医薬品が、本来それらを含まないはずの飼料にキャリーオーバーにより混入するリスクに対処するため、特別な公的サンプリング管理体制が考案されている。

- オランダ－輸入管理 - 文書検査

Import controls - documentary checks - The Netherlands

23 August 2017

[http://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit\\_reports/details.cfm?rep\\_id=3853](http://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=3853)

2017年3月27～31日にオランダで実施された、EU境界で行われる文書検査の公的管理の実態を評価し、さらに輸入管理システムの組織を評価するための査察。所轄官庁と税関の間に適切なシステムが構築されており、それにより公的輸入管理の実行が支えられ、適格な委託輸送品は全て、確実に文書管理を受けるようになっている。文書検査は、一部の例外を除いて税関が行っている。いくつか小さな不整合点はあるものの、動物由来製品と生きた動物に関する文書管理制度は、大体はEUの要件を遵守したものになっている。動物以外に由来する製品には文書検査は行われていない。そのため、関連する委託輸送品の全部に対して認証済みの衛生証明書や分析成績書が付与されていることは保証できない。訪問した検査所の設備や施設では、十分な衛生状態が守られておらず多くの欠点が見受けられ、このため、非衛生的な条件下で公的輸入管理が行われることになりかねない。

### 3. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database  
[http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff\\_portal\\_database\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm)

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2017年第35週～第36週の主な通知内容（ポータルデータベースから抽出）

\*基本的に数値の記載がある事例は基準値超過（例外あり）

\*RASFFへ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

#### 警報通知 (Alert Notifications)

ドイツ産プラスチックカップからホルムアルデヒドの溶出(317.4 mg/kg)、イラン産スロバキア経由レーズンにオクラトキシン A (19.78 µg/kg)、ベトナム産オランダ経由冷凍メカジキステーキに水銀(3.8 mg/kg)、ドイツ産養殖マスに未承認物質ロイコクリスタルバイオレット(6.2 µg/kg)、マラウイ産英国経由チリペッパーにアフラトキシン(B1 = 66.4; Tot. = 82.3 / B1 = 96.2; Tot. = 116 µg/kg)、スペイン産冷凍マグロブロックにヒスタミン(最大 1185 mg/kg)、ルーマニア産の卵にフィプロニル(1.20 mg/kg)、チュニジアで製造のイタリア産缶入りイワシフィレにヒスタミン(1370 mg/kg)、英国産食品サプリメントに鉛(426.6 mg/kg)及び水銀(0.26 mg/kg)、フランス産食品サプリメントの未承認物質メフェドロン・カチノン及びノルエフェドリン、卵のフィプロニル(1.21; 1.22 mg/kg、イタリアが通知)、など。

#### 注意喚起情報 (information for attention)

イタリア産卵のフィプロニル(0.19 mg/kg ; 0.30 mg/kg ; 0.045 mg/kg ; 0.081 mg/kg ; 0.095 mg/kg ; 0.093 mg/kg ; 0.029 mg/kg ; 0.41 mg/kg ; 0.13 mg/kg ; 0.35 mg/kg ; 0.026 mg/kg)、マルタ産卵のフィプロニル(0.024 mg/kg ; 0.069 mg/kg ; 0.21 mg/kg ; 0.047 mg/kg)、トルコ産コーティングしたピーナッツに着色料サンセットイエローFCF(E110)の未承認使用(48 mg/kg)、インド産の米に着色料サンセットイエローFCF(E110)の未承認使用(29 mg/kg)、オランダ産からし菜(Kai-Choi または Gai-Choi)に未承認塩素酸塩化合物(17.1 mg/kg)、インド産ガーリックパウダーにオクラトキシン A (159 µg/kg)、タイ産ロンコンにクロルピリホス(1.1 mg/kg)、米国産トウモロコシにデオキシニバレノール(DON) (2688 µg/kg)、イタリア産卵黄のフィプロニル(0.084 mg/kg)、ポーランド産卵のフィプロニル(0.013 mg/kg ; 0.024 mg/kg ; 0.014 mg/kg ; 0.11 mg/kg)、米国産オランダ経由カフェイン食品サプリメントのカフェイン高含有(200 mg/item)、イタリア産卵のフィプロニル(0.097 mg/kg ; 0.019 mg/kg ; 0.013 mg/kg ; 0.078 mg/kg ; 0.045 mg/kg ; 0.51 mg/kg)、ポルトガル産冷凍メカジキロインの水銀(2.03 mg/kg)、イタリア産卵液のフィプロニル(0.012 mg/kg ; 0.15 mg/kg ; 0.028 mg/kg)、スペイン産チルドマグロロインが原因と疑われる食品由来アウトブレイク(ヒスタミン中毒)、インドネシア産冷凍角切りシロカジキのカドミウム(0.12 mg/kg)及び水銀(5.0 mg/kg)、など。

#### フォローアップ用情報 (information for follow-up)

ルーマニア産卵のフィプロニル(0.082 mg/kg)、イタリア産卵のフィプロニル(0.061 mg/kg ; 0.11 mg/kg)、ポーランド産飼料用鶏肉に偽和物混入の疑い(非標識尿素 : 0.6 %)、中国産紙製焼き型に 3-モノクロール-1,2-プロパンジオール(3-MCPD) (41.8 µg/l)、ドイツ産卵黄液のフィプロニル(0.057 mg/kg)、ドイツ産鶏卵混合物のフィプロニル(0.012; 0.012 mg/kg)、ギニア産オランダ経由キャッサバ粉の鉛(0.58 mg/kg)、ポルトガル産飼料用マグロ魚粉のカドミウム(2.61 mg/kg)、イタリア産卵粉のフィプロニル(0.070; 0.079 mg/kg)、オランダ産全卵粉のフィプロニル(0.041 mg/kg)、ルーマニア産冷凍内臓を取り除いた小さな鶏のフィプロニル(0.067 mg/kg)、チェコ共和国産原料ポーランド産殻剥きたけで卵のフィプロニル(0.02 mg/kg)、ルーマニア産全卵のフィプロニル(0.019 mg/kg ; 0.57 mg/kg)、米国産英国及びオランダ経由ビタミン B6 入り食品サプリメントの亜鉛高含有(10 mg/item)、チリ産イタリア経由冷凍大西洋サケフィレのオキシテトラサイクリン、スペイン産チーズコーティングの未承認物質デヒドロ酢酸(E265)、ペルー産スペイン経由飼料用イカ魚粉のカドミウム(3.97 mg/kg)、ポーランド産牛用ミネラル飼料の鉛(19.2 mg/kg)、など。

#### 通関拒否通知 (Border Rejections)

トルコ産生鮮ペッパーのメソミル(0.154 mg/kg)、タイ産ニラのプロピコナゾール(0.070 mg/kg)・未承認物質イソプロチオラン(0.16 mg/kg)及びトリアゾホス(1.0 mg/kg)、トルコ産生鮮ペッパーのホルメタネート(0.120 mg/kg ; 0.090 mg/kg)、タイ産タピオカグリーンパールの着色料ブリリアントブルーFCF(E133)の未承認使用、イラン産レーズンのフェンバレレート(0.07 mg/kg)・未承認物質フェンプロパトリン(0.542 mg/kg)及びカルベンダジム(4.7 mg/kg)、インドネシア産ナツメグのオクラトキシン A(70 µg/kg)、イラン産殻剥きピスタチオのアフラトキシン(B1 = 130.3; Tot. = 143.1 / B1 = 130.7; Tot. = 140.7 µg/kg)、など。  
その他アフラトキシン等多数

---

#### ● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

[http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa\\_locale-1178620753812\\_home.htm](http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm)

1. 乳幼児に乳幼児期栄養生理学に基づいた食事を与え始める時期を科学的に判断するための、補助食品の導入年齢と健康状態との関連についての体系的な検討に関する公式文書  
Protocol for a systematic review on health outcomes related to the age of introduction of complementary food for the scientific assessment of the appropriate age of introduction of complementary feeding into an infant's diet

EFSA Journal 2017;15(8):4969 [20 pp.].

14 August 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4969>

EFSA は、乳児の補助食品の適切な導入年齢に関する 2009 年の意見を更新するよう EC より要請され、これに関連したデータを集め検討するため体系的な文献レビューを実施した。この公式文書作成のために集められたデータは、母乳だけの哺乳または粉ミルクによる哺乳が育児の各段階で栄養的に妥当かどうかについてのデータ、ならびに乳児がミルク以外の食事を摂取する能力に影響を与え得る神経筋、胃腸および腎臓の発達に関するデータと共に、科学的評価の基礎を成していると考えられる。EFSA は、この体系的な文献レビューの結果をまとめた公式文書の草案について、関係各位から助言を得ることを望んだため、食品・栄養・アレルギーに関する科学的パネル(NDA パネル)は、この公式文書案を、2017 年 2 月 16 日から 3 月 23 日まで、パブリックコメント募集にかけることを承認した。

- 乳幼児に乳幼児期栄養生理学に基づいた食事を与え始める時期を科学的に判断するための、補助食品の導入年齢と健康状態との関連についての体系的な検討の内容を記した公式文書の草案を議題にした意見聴取の経緯

Outcome of a public consultation on a draft protocol for a systematic review on health outcomes related to the age of introduction of complementary food for the scientific assessment of the appropriate age of introduction of complementary feeding into an infant's diet

14 August 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/1275e>

EFSA は、2 つの関係団体から助言を受けた。乳幼児栄養作業部会は、これらの助言を考慮に入れて、体系的な検討に関する公式文書を改定した。EFSA の食品・栄養・アレルギーに関する科学的パネル(NDA パネル)は、2017 年 6 月 27 日にこの改定版の公式文書を承認しており、EFSA Journal で発表する。

## 2. FoodEx2 閲覧ソフトウェアガイド

FoodEx2 Browser – user's guide

5 September 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/1291e>

FoodEx2 は様々な食品安全関係分野の暴露評価、データの収集・交換を支援するために EFSA が開発した包括的で柔軟な食品分類・記述システムである。この報告書は FoodEx2 閲覧ソフトの最新版の導入・使用ガイドであり、EFSA のホームページ上で無料ダウンロードもできる。

## 3. 香料グループ評価

香料グループ評価 500(FGE.500)についての科学的見解：ラムエーテル

Scientific Opinion of Flavouring Group Evaluation 500 (FGE.500): rum ether

EFSA Journal 2017;15(8):4897 [53 pp.].

24 August 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4897>

ラムエーテル [欧州食品安全機関(EFSA) による識別番号(FL-no)は 21.001] は、香料グループ評価 500(FGE.500)の対象であり、木酢とエチルアルコールの反応物から得られる揮発性混合物である。ラムエーテルには、成分中に製造工程で生成する遺伝毒性物質が存在するため、安全上の懸念がある。

#### 4. 遺伝子組換え関連

- 遺伝子組換え *Bacillus licheniformis* NZYM-JA 株由来の食品酵素β-アミラーゼの安全性評価

Safety evaluation of the food enzyme β-amylase from genetically modified *Bacillus licheniformis* strain NZYM-JA

EFSA Journal 2017;15(8):4896 [13 pp.].

18 August 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4896>

この食品酵素は、本来の目的に沿った使用条件においては、安全上の懸念を生じることはない。

- 遺伝子組換え *Bacillus subtilis* NZYM-AK 株由来の食品酵素プルランナーゼの安全性評価

Safety evaluation of the food enzyme pullulanase from genetically modified *Bacillus subtilis* strain NZYM-AK

EFSA Journal 2017;15(8):4895 [12 pp.].

18 August 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4895>

この食品酵素は、本来の目的に沿った使用条件においては、安全上の懸念を生じることはない。

#### 5. 肉用鶏および育成中の採卵鶏向けの Avatec® 150G (ラサロシド A ナトリウム)の安全性と有効性および、肉用鶏、育成中の採卵鶏、肉用七面鳥、採卵を目的としないマイナー鳥種(キジ、ホロホロ鳥、ウズラ、ヤマウズラ)向けの認可条件の変更

Safety and efficacy of Avatec® 150G (lasalocid A sodium) for chickens for fattening and chickens reared for laying, and modification of the terms of authorisation for chickens for fattening, chickens reared for laying, turkeys for fattening, minor avian species (pheasants, guinea fowl, quails and partridges) except laying birds

EFSA Journal 2017;15(8):4857 [3 pp.].

18 August 2017

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4857>

Avatec® 150G は、有効成分としてイオノフォア系抗コクシジウム剤のラサロシド A ナトリウムを 15%含有する、抗コクシジウム飼料添加物である。耐容量についての試験では、ラサロシドとして 125 mg/kg 飼料（目標値）以上の濃度となるようにラサロシド A ナトリウムが混餌投与されたが、肉用鶏では耐容されることが示された。そのため、提出された耐容試験からは、安全耐量を確立することはできなかった。ラサロシドをチアムリンや特定の他の医薬品と同時に投与することは避けられなければならない。ラサロシドナトリウムは、グラム陽性細菌種に対する選択的抗菌作用を示すが、腸内細菌の多くは元来耐性を有している。耐性の導入や交叉耐性の成立は、実験室的条件下では認められなかった。ラサロシド A ナトリウムには、遺伝毒性も発がん性もない。イヌを用いて新規に実施された心臓血管の試験では、1 mg/kg 体重/日という急性の無毒性量(NOAEL)が示された。この NOAEL は、ラットの 2 年間毒性試験とウサギの発達試験で以前に導出された最小の NOAEL である 0.5 mg/kg 体重/日を超えているため、0.5 mg/kg 体重/日という NOAEL の方が、ラサロシドナトリウムの許容一日摂取量(ADI)の根拠として適切と考えられ、それに基づき 0.005 mg/kg 体重という ADI 値が設定された。最高濃度として、完全飼料 1 kg あたり 125 mg のラサロシド A ナトリウムとなるように Avatec® 150G を添加することが提案されているが、この使用量は消費者には安全である。最大残留基準値(MRLs)を遵守するためには 3 日間の休薬期間が必要である。Avatec® 150G を使用することで使用者にリスクが生じることは予想されない。Avatec® 150G を用いて肉用鶏および育成中の採卵鶏向けの飼料にラサロシド A ナトリウムを添加する場合、それが推奨最大濃度であっても、環境に影響を及ぼすリスクは生じない。肉用鶏および育成中の採卵鶏におけるラサロシド A ナトリウムの抗コクシジウム剤としての有効性については、証拠が十分に示されていない。

---

●英国 食品基準庁（FSA : Food Standards Agency）<http://www.food.gov.uk/>

## 1. 卵のフィプロニル更新

● Update on Fipronil in eggs

31 August 2017

<https://www.food.gov.uk/news-updates/news/2017/16469/update-on-fipronil-in-eggs>

FSA は継続してオランダ農場産の卵の流通を追跡している。先の更新以降、8 つの追加の製品が回収された。全てケータリングに使われていたケーキミックス。

製品は問題の卵が最終製品の 15%以上の場合に販売から排除されなければならない。食品事業者はこのことを守るか、成分が EU の最大残留基準を守っていることを示さなければならない。公衆衛生上のリスクとなる可能性はほとんど無いままである。予防的措置として英国産卵のフィプロニル検査も実施されていてこれまでのところ全て問題はない。

● Update on Fipronil in eggs

7 September 2017

<https://www.food.gov.uk/news-updates/news/2017/16486/update-on-fipronil-in-eggs>

先の更新から追加で 26 製品が回収された。ケーキミックスや液状卵製品を含む。

\* 製品リスト

<https://www.food.gov.uk/sites/default/files/productswithdrawnrevised070920172.pdf>

2. FSA は社会科学の能力についてのレビューを発表

FSA publishes a review of its social science capability

31 August 2017

<https://www.food.gov.uk/news-updates/news/2017/16473/fsa-publishes-a-review-of-its-social-science-capability>

FSA は社会科学能力についてのレビューとその助言に対する FSA の主任科学アドバイザーの回答を発表した。

FSA の主任科学アドバイザーが委託し King's College London が行ったこのレビューでは、FSA 内の社会科学の能力と、FSA の戦略を支援するだろう最良の根拠と能力を同定し選択肢を評価した。このレビューでは FSA に以下を助言した。

- ・ FSA 自身の社会科学能力を向上させる
- ・ 社会科学のためにより上級の支援を確保する
- ・ FSA の目的達成のために社会科学がどう役立つか理解する
- ・ FSA が自分で持つべき社会科学の専門能力と外部専門家に任せられる専門能力を明確にする

これらの助言が実施されたら、社会科学チームを再度作るべきである。

\* Review of Social Science

<https://www.food.gov.uk/science/research-reports/ssresearch/review-of-social-science>

3. TRS Wholesale Ltd は法的制限を超過したアフラトキシンの濃度のため TRS Whole チリ・エキストラ・ホットを回収措置

TRS Wholesale Ltd recalls TRS Whole Chillies Extra Hot because of the levels of aflatoxins in excess of legal limits

31 August 2017

<https://www.food.gov.uk/news-updates/news/2017/16475/trs-wholesale-ltd-recalls-chillies-aflatoxins>

TRS Wholesale Ltd は、商品中のアフラトキシンの濃度が最大許容濃度を超えたため TRS Whole チリ・エキストラ・ホットを回収措置している。

#### 4. 大量の DNP（ジニトロフェノール）が食品犯罪対策において押収された

Large quantity of DNP seized in food crime operation

6 September 2017

<https://www.food.gov.uk/news-updates/news/2017/16483/dnp-seized-food-crime-operation>

イングランドの3店舗で複数の行政機関により実施された捜索で、大量の2,4ジニトロフェノール（DNP）と思われるものが発見された。DNPは体重減少の手助けになるものとしてオンラインやジムで販売されている。DNPは殺人的であり、ヒトが摂取することを目的にした販売は違法である。

#### 5. FSA の 9 月理事会用ペーパー発表

FSA Board meeting papers published for September meeting

7 September 2017

<https://www.food.gov.uk/news-updates/news/2017/16485/fsa-board-meeting-papers-published-for-september-meeting>

2017年9月20日の会合の議題とペーパー発表。

#### 6. 英国複数年全国コントロール計画 2016 年次報告書発表

2016 Annual Report on UK Multi-Annual National Control Plan published

8 September 2017

<https://www.food.gov.uk/news-updates/news/2017/16505/2016-annual-report-on-uk-multi-annual-national-control-plan-published>

英国複数年全国コントロール計画（MANCP）の進行状況についての年次報告書を発表。全体として全部門でのコンプライアンスのレベルは予想に比べて満足できるものだった。

この報告は欧州委員会に伝えられ、今後の査察計画や、EU全体の公的管理を司る欧州理事会及び議会向けの報告書に利用される。

- 
- 英国毒性委員会（COT : Committee on Toxicity of Chemicals in Food, Consumer Products and the Environment）

<http://www.advisorybodies.doh.gov.uk/cot/index.htm>

#### 1. 2017年9月5日の議題

COT Meeting: 5 September 2017

<https://cot.food.gov.uk/cot-meetings/cotmeets/cot-meeting-5-september-2017>

（一部抜粋）

・ Imperial College London が所有する既存の検体を用いた母乳解析の提案

<https://cot.food.gov.uk/sites/default/files/tox2017-38.pdf>

乳幼児用食品中の化学物質のリスクをレビューしている過程で、過去の政府の助言がでた後の新しい根拠から、詳細に検討すべき多数の化合物を同定してきた。そして英国の母乳中の化合物濃度のデータが乏しいことが明らかになった。一方 Imperial College London の行っている研究で分析可能な母乳があることに気がつき FSA が参加しないかと誘われた。

この研究、「母乳、環境、幼児期と発達 (Breastmilk, Environment, Early-life and Development : BEED) 試験」はもともと英国人女性の母乳中に懸念となる化合物があるかどうかを同定するためのものである。英国のゴミ処理施設近傍 3 ヶ所の 366 人の女性から母乳 1,272 検体が集められている。女性の社会経済的、職業、食事データが集められていて一部の化合物の分析は既に実施されている。このプロジェクトからは PBDE と HBCDD の論文が発表されている。このプロジェクトに FSA は参加すべきか？もし参加するならどの化合物を優先すべきか？

別添として、これまで COT が母乳と次の化学物質に関して検討した結果の概要がまとめられている：アクリルアミド、アルミニウム、ヒ素、HBCDD's、 $\alpha$ -、 $\beta$ -、 $\gamma$ -ヘキサクロロシクロヘキサン、ヨウ素、鉛、ポリ臭化ビフェニル(PBB's)、PFOS、大豆植物エストロゲン、ビタミン A

---

● 英国 NHS (National Health Service、国営保健サービス)

<http://www.nhs.uk/Pages/HomePage.aspx>

1. Behind the headlines

● 腹部に付いた過剰な脂肪がどのようにがんのリスクを増加させるかに関する新たな知見

New insight into how excess belly fat may increase cancer risk

Friday September 1 2017

<https://www.nhs.uk/news/cancer/new-insight-how-excess-belly-fat-may-increase-cancer-risk/>

「腹部に付いた脂肪は悪性 (がん) 細胞の成長を助長するタンパク質を放出する」と、英国大衆紙 The Daily Mail は、電子版の Mail Online において報じている。

肥満はそれだけで、乳がん、大腸がんおよび肝臓がんなどの、多くのがんのリスク因子となることが昔から知られている。しかし、なぜこれが間違いのないことなのかは、あまり明確にされていない。先進国においては、予防可能ながん原因の第 1 位の座に、喫煙を抜いて肥満が着くと推測されているため、この疑問を解く必要性が高まりつつある。

最新の研究では、この関連性の背後にある可能性がある生物学的メカニズムが検討され

ている。研究者は、内臓脂肪、すなわち臓器を覆う脂肪に焦点を当てている。内臓脂肪はウエストサイズをより大きくし腹部脂肪を増やすことにつながる。研究者は、過剰な内臓脂肪が、正常で健康的な細胞の成長を刺激すること、および線維芽細胞増殖因子 2 (FGF2) と呼ばれるタンパク質を放出してがん化を促進する可能性があることを発見した。しかし、内臓脂肪は、細胞に FGF2 受容体がない場合、細胞の成長を刺激することができなかった。受容体とは、特定の化学的シグナルに反応するために作られた、細胞の分化した部分である。研究者は、この知見に基づいて、FGF2 を標的とした有力ながん予防戦略の道が開かれる可能性があるを示唆している。しかし、この研究は、まだごく初期の段階にある。

健康的な体重を維持することは、がんのリスクおよび他の多くの深刻な健康障害を減らす最も効果的な方法の 1 つである。

## ● 世界規模で行われた脂肪と炭水化物に関する研究、その結果は英国には当てはまらず？

Results of global fats and carbs study may not be relevant for UK

Wednesday August 30 2017

<https://www.nhs.uk/news/food-and-diet/results-global-fats-and-carbs-study-may-not-be-relevant-uk/>

英国の大衆紙 The Sun は、「低脂肪食が『若年死亡のリスクを 25%増加させる』』という研究結果をそのまま報じているが、これは幾分誤解を招く記事である。この見出しの記事が根拠としている研究は、主に、食生活が全く異なる低中所得国内の人々を対象としており、そのため得られた結果は英国には当てはまらない可能性がある。

飽和脂肪の多量摂取を心臓疾患や若年死亡に結び付けて検討する研究の多くは、これまで、心臓疾患と飽和脂肪摂取量のどちらもが比較的多い英国や米国のような、高所得国内において実施されてきた。そうした研究の結果、高脂肪食を避けるべきという提言が出されたが、これは、体重増加よりも十分な食事がより差し迫った問題であるバングラデシュやジンバブエのような国においては、全く現実的でない可能性があった。そのため、今回の最新の研究では、低中所得国に焦点があてられた。

この最新の研究結果が示していることは、炭水化物により全カロリーの 3/4 以上を摂取している人は、炭水化物により全カロリーの約半分を摂取している人に比べて、28%死亡リスクが高くなるということである。しかし、低中所得国の人々は、白米のような精製炭水化物への依存度が高い。そうした食品は、英国でより簡単に手に入る玄米や全粒パンのような精製されていない炭水化物に比べ、健康的でないことが知られている。研究者は、この最新の研究結果により、世界的に食事のガイドラインを見直す必要性が示されていると述べている。しかし、炭水化物はエネルギー摂取全体の 50~55%に、脂肪は約 35%にすべきだという研究者の提言は、英国の既存の食事ガイドラインと合致しているのである。

「脂肪と炭水化物の割合」に関する議論そのものは、ほぼ間違いなく、枝葉の問題である。実際の問題は、最新の英国肥満統計に基づけば、我々の多くが単に食べ過ぎであると

いうことである。

---

● 英国広告基準局 (UK ASA: Advertising Standards Authority)

<http://www.asa.org.uk/>

1. ASA は Longaim 社が運営する Candy Kittens に対し指導

ASA Ruling on Longaim Ltd t/a Candy Kittens

30 August 2017

<https://www.asa.org.uk/rulings/longaim-ltd-a17-387204.html>

菓子類を販売する Candy Kittens のウェブサイト([www.candykittens.co.uk](http://www.candykittens.co.uk))では、『よくある問い合わせ』のページに、1. 「なぜ Candy Kittens はハラルに取り組んでいるのか？」および 2. 「Candy Kittens はハラル認証を受けている。」といった文言を記載していた。

これに対し、3名の告発者により、当該ウェブサイトで販売されている菓子類に、イスラム法で使用が禁止されているコチニール色素(コチニールカイガラムシを潰して抽出を行うことにより得られる)が含まれていることが指摘され、上述の2文は誤解を招くものであること、およびそれらの文言を謳うには正当な裏付けが必要であることが争点として挙げられた。

ASA は、これらの2つの争点両方について、英国広告実践委員会規約(CAP Code)の規則3.1(誤解を招く広告活動の禁止)および3.7(実態の裏付け要項)に違反すると裁定し、Candy Kittens に対し、照会を行った。

Candy Kittens は、ASA の照会を受け、争点となっている文言を、「Candy Kittens は、ハラル認証を受けているか？いいえ。」に書き換えた。ASA は、Candy Kittens に対し、商品がハラル食だけの食事に適合していることを述べたりほめかしたりする文言を、それが本当でなく、証拠書類による裏付けがない場合には、使用することのないように申し入れた。

---

● ベルギー連邦フードチェーン安全庁 (AFSCA : Agence fédérale pour la sécurité de la chaîne alimentaire)

<http://www.afsca.be/>

1. 卵のフィプロニル

Fipronil in eggs

<http://www.afsca.be/businesssectors/foodstuffs/incidents/fipronil/>

卵のフィプロニルに関する専用ウェブサイトの英語版を公開

## 消費者向け FAQ

### F.A.Q. Consumers

#### 1. フィプロニルとは？

フィプロニルはシラミ、ダニ、家畜の無脊椎動物寄生虫を駆除する際に用いる殺虫剤である。この物質は農薬として食品チェーンに許可されている。

#### 2. なぜ今フィプロニルに問題があるのか？

フィプロニルはフードチェーン用の動物への使用は許可されていない殺虫剤である。そのためフードチェーンでの影響と公衆衛生の影響は十分立証されていない。司法省と緊密に協力し、FASFC の調査は産卵鶏の赤いダニを駆除する際の家禽分野でのフィプロニルの使用を明らかにした。この状況におけるフィプロニルの使用は許可されていないため、この物質の定期的な調査は行われていなかった。

#### 3. どのような基準が用いられた？

卵には最初の基準値 **0.005 mg/kg** が決められている。これはいわゆる MRL（最大残留基準）である。フィプロニルは家畜に許可されていないため、これは卵が市場から撤退される基準値である。欧州リスク評価は濃度が **0.009 mg/kg** 体重を超過すると健康リスクの可能性があると示している。この濃度と欧州の摂取パターンを基にして、卵のリスク値 **0.73 mg/kg** が決定された。このため、この値を超えるフィプロニルを含む卵は消費者から回収されることになる。

#### 4. それで卵が現在消費者から回収されている理由は？

初めに行われていた分析の一部には、予想されていたよりずっと大きい測定の不確実性があったようだ。言い換えると、分析結果の信頼性に疑いが生じている。その結果、予防原則が適用され、問題となっている卵を消費者から回収した方が良いとされた。これらの卵を決して食べないよう助言された。

#### 5. どんな種類の卵のバッチが回収されることになった？

以下のバッチナンバーのついた卵のバッチである：ホームページ上の資料参照。数字は卵に書かれている。BE から始まる最初の 4 桁は生産者を特定している。回収されるコードのついた卵は食品店に返却できる。卵に数字が記載されていない場合は、卵を購入した店に連絡すること。食品店がその卵の生産者を調べられる。店に返却された卵は破棄される。オランダ産の卵はコードに NL の文字がある。nVWA のホームページ上のコードを確認してほしい。<https://www.nvwa.nl/onderwerpen/biociden/fipronil-in-eieren/eicodelijst>

#### 6. それ以外の卵を食べるのは安全？

はい。ベルギーの全ての疑われた家禽企業は出荷が停止され、検査され、検体が取られた。分析結果が適合した後でしかその会社の製品は販売されない。現在販売されている卵は消費者に安全である。

#### 7. 自分の鶏の卵を食べるのは安全？

はい。普通のルートで購入した認可製品で鶏の赤いダニを退治しているのなら、問題ない。それらの製品にフィプロニルは含まれていない。

#### 8. 調理された卵製品は安全？

卵を調理した食品は希釈効果で測定値がより低くなるため、安全である。

#### 9. 卵にだけ問題があつて家禽肉に問題がないのはなぜ？

ブロイラーはかなり若い年齢で屠殺されるため赤いダニが問題とされず、ブロイラー部門ではフィプロニルが使用された兆候はない。これは FASFC が実施した分析で確認された。

#### 10. フィプロニルに関する健康問題は？

フィプロニルは腎臓、肝臓、甲状腺に有害である。発がん性物質ではなく、胎児の発育に有害影響はない。純品によるまれな中毒事例では、吐き気、腹痛、めまいの症状が出ることもある。現在卵で見られる濃度はこれらの症状を引き起こすには低すぎる。

#### 11. 市場からの撤退と製品回収の違いは？

#### Quelle est la différence entre un retrait du marché et un rappel de produit?

食品企業は規格に合った製品、すなわち法の要件を満たす製品だけを販売できる。販売される製品が基準に適していない、すなわち法の要件を満たしていないとわかった時にはいつでも、食品企業管理者はすぐに対応策を取らなければならない。

実施すべき措置は製品の性質や違反が立証されたフードチェーンの段階による。

- ・ 違反が法の要件を満たさない“基本的な食品（例えば卵）”に関する場合、その製品は流通が停止されなければならない（もう使用できない）。食品企業が問題の製品を購入していた場合には、FASFCはその供給業者に関する情報を提供されなければならない。このようにして FASFC は供給業者の調査と流通停止を行うことができる。関連した食品企業は消費者にも通知しなければならない。
- ・ ビスケットや卵を含む他の製品などの“加工製品”も同様である。製品は製造工場に残されていたなら製造業者は製品の流通を停止し、FASFCに通知しなければならない。製造業者はすぐに製品を回収し、その製品をもう販売できないことを事業の顧客に通知しなければならない。

注意：その製品が公衆衛生を脅かすことが想定される理由がある場合、消費者にはすぐに通知されなければならない！

手短に言えば、3つの手段がある：

- 1) 製品の流通停止：特定の店舗(企業の店内)で製品を留め、使用しない、消費者に提供できない。これは具体的にはその製品をもう販売しないことを意味する。
- 2) 市場からの撤退 Market withdrawal：関連製品を卸売りや小売業の棚から引き揚げなければならない(製品リコールはしない)。
- 3) 製品が公衆衛生の脅威となる場合はリコール recall：消費者にその製品を消費したり使用したりしないよう促し、それらを店舗に返却させる。

その製品を販売する人や企業（製造業者、輸入者、小売業者、卸売業者など）は消費者に情報提供する責任がある。この目的で、彼らはベルギーの報道機関に情報を提供する報

道発表を作成しなければならない。そうしなければ、FASFC が報道発表を作成・公表し、違反企業に警告を与えたり調書(PV)を出したりする。

FASFCは消費者に情報提供するためにホームページ上で回収に関する報道発表も公開する。この報道発表は FASFC ホームページ上の「消費者」→「製品回収」(このページはドイツ語とフランス語でのみ入手可能)で見ることができる。

#### 汚染された卵と卵を含む加工品については？

フィプロニル量が MRLs を超過することが分かった全ての卵と卵を含む加工品は陳列棚から引き揚げ破棄される！

##### ・ 卵

汚染卵が見つかった産卵鶏農場は直ちにブロックされた。農場に残った卵は破棄された。これらの企業はすぐに顧客に通知された。卵加工工場や包装施設なども、順番にそれぞれの顧客に通知した。ブロックされた産卵鶏の全ての卵は市場から回収され、フードチェーンの下流の段階で破棄された。これは関連した卵はもはや加工されず陳列棚に届かないことを意味している。すでに店に到着していた卵は陳列棚から取り除かれ破棄された。

たった一つのバッチコードにだけリコールが求められた：3BE3114。この産卵鶏農場の卵のフィプロニル量は欧州参照値を超えていることが分かった。この特別な場合には、それゆえ消費者への情報提供が必要である。この情報は報道発表とソーシャルメディアによって広められた。

フィプロニルが見つかった他の卵は健康リスクとならない。検出されたフィプロニル量は欧州参照値をかなり下回ったままだった。これらの卵の製品回収（リコール）は計画されなかったが、市場から回収された。

##### ・ 加工製品

ブロックされた産卵鶏農場由来の卵を既に製品に使用している加工施設は調査を実施するよう求められた。違反した全ての製品は市場から撤退されなければならない。これらの企業は消費者に情報を提供することが法律で求められていて、順番に陳列棚から加工製品を引き揚げなければならない(市場撤退)。

フィプロニル量が欧州参照値を超過した場合、すなわち公衆衛生が傷つけられる場合にだけリコールが必要とされる。

注意：今日まで欧州参照値を超えるフィプロニル量は見つかっていない。今までのところ製品リコールは必要なかった。リコールの場合には、すぐに FASFC が消費者に情報提供するために報道発表を出すだろう！

---

● 米国食品医薬品局 (FDA : Food and Drug Administration) <http://www.fda.gov/>,

1. FDA 長官 Scott Gottlieb, M.D.からの声明、米国市民が明確かつ一貫したカロリーと

栄養の情報を入手できることを保証する FDA の役割に関して；今度のガイダンスはより大きな明確性と確実性をもたらすだろう

Statement from FDA Commissioner Scott Gottlieb, M.D., on the FDA's role in ensuring Americans have access to clear and consistent calorie and nutrition information; forthcoming guidance will provide greater clarity and certainty

August 25, 2017

<https://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm573277.htm>

医者として、父親として及び米国食品医薬品局のトップとして、誰もが食べる食品に関して十分に情報を得た上で決定するために必要な情報を得る権利があると思っている。我々は食品表示に関する国家の専門家として働き、このため米国連邦議会が我々に食品やメニュー表示に不可欠なカロリーや栄養情報を確実に入手することで米国全土の家族の健康のためになる、予測可能な統一連邦基準を作り上げる責任を委託している。

米国市民が州から州へ、また都市から都市へ移動する場合、食べる食品に関する情報が変わることには耐えなければならないというのはおかしい。レストランやその他の対象となった施設に、地域により異なった情報を掲載することを要求することで、一貫性のない州や自治体の基準が、食品の値段をも押し上げ、混乱を引き起こすかもしれない。我々は真摯に消費者に対する義務を受け止める；消費者が簡単かつ時宜を得た方法で有益なメニュー表示情報を入手できるよう確認することである。我々はまたこれらの表示規定を制定する中、米国連邦議会の目標も共有する：カロリーと栄養情報は明確に一貫した予測可能な方法で提供されることを保証することである。同様に、これらの規定の対象となるレストランやその他の施設は、いかに新メニュー表示基準を効率的に満たすことができるかに関して明確性と確実性を持てるように、我々は明確なガイダンスを提供するための義務を認識している。

我々はレストランやその他の同様の小売り施設のメニューにおいて、どんな情報が提供されるべきか、同時にいついかにその情報が提供されるべきかに対処する細かい規則を発表した。規則を作る中、消費者、業界代表者及びその他関係者の何千もの意見によって、また利害関係者との会議や議論と併せて、我々は情報を得た。今年始め、我々の規則に対してもう一度フィードバックを求めたが、これはメニュー表示規定の施行への取り組みにさらに情報提供した。

今年末にはメニュー表示の基準に関する追加の実用的なガイダンスを提供できるだろうことを発表できてうれしく思う。この追加のガイダンスは、新規則の下、施設がいかに義務を果たすかを理解する上で直面する課題について生じる懸念に対処するだろう。我々は受け取った意見に対処するため、施設が新メニュー表示規定に効率的にかなうことができるよう持続可能な枠組みを作るため、一生懸命取り組んできた。これらの新しい政策措置は対象となる施設が来年の遵守日時までに基準を施行できるようにすべきである。

FDA は人々に健康的な選択をするための必要な情報を与える形で食品に表示される、ということを保証するための責任を真摯に受け止める。我々はすべての米国市民のために食

品の行政権限の全領域にわたる、科学に基づき、公衆衛生に焦点をあてた連邦基準を達成するための義務を果たし続けていく。

## 2. FDA は DSHEA 以前の食品成分リストの開発について議論する公開会合を開催する

FDA to Hold Public Meeting to Discuss the Development of a List of Pre-DSHEA Dietary Ingredients

September 5, 2017

<https://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm569167.htm>

2017年10月3日にCFSANで開催予定。

FDAが計画しているDSHEA以前の食品成分リストに関連する問題について関心のある関係者に議論の機会を提供するのが目的である。議題には1994年10月15日以前にその成分が市販されていたことを示すのに必要な根拠はどういうものか、などを含む。事前登録推奨。直接参加できない人はウェブ参加も可能。

\*参考：「Dietary ingredient」とは、ビタミン、ミネラル、ハーブ又は他の植物、アミノ酸、総摂取量を増やすことにより食事を補完するための食品中物質、前記のものの濃縮物・代謝物・抽出物・成分・混合物のこと。

## 3. FDA は早期ピーナッツ導入とピーナッツアレルギーの発症リスクの低下を関連させる限定的健康強調表示を認める

FDA Acknowledges Qualified Health Claim Linking Early Peanut Introduction and Reduced Risk of Developing Peanut Allergy

September 7, 2017

<https://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm575001.htm>

入手可能な科学的根拠の系統的レビューを行った後、FDAは重症アトピー性皮膚炎及び/あるいは卵アレルギーのある乳児向けに、4～10か月齢の間に挽いたピーナッツを含む食品を摂取することと5才までにピーナッツアレルギーを発症するリスクを減らすこととの間の関連性を説明する限定的健康強調表示（qualified health claims）の使用について執行の自由裁量を行っていると決めた。

製造業者が直ちに使用できる強調表示は：

既に固形食を食べている重症アトピー性皮膚炎及び/あるいは卵アレルギーのある乳児のほとんどにとって、4～10か月齢の間に挽いたピーナッツを含む食品を摂取することは5才までにピーナッツアレルギーを発症するリスクを減らすかもしれない。FDAが決定したが、しかしながらこの主張を支持する根拠は一つの研究に限られる。

もしあなたの乳児が重症アトピー性皮膚炎及び/あるいは卵アレルギーなら、挽いたピーナッツを含む食品を与える前に主治医に相談すること。

この限定的健康強調表示は Assured Bites, Inc の申請への対応である。「限定的健康強調

表示 (qualified health claims)」は、その分野の専門家の相当な科学的合意によって支持される「認可された健康強調表示 (authorized health claims)」とは違う。限定的健康強調表示は信頼できる科学的根拠に支持されてはいるものの、認可された健康強調表示に必要とされる、より厳密な「相当な科学的合意」基準は満たさない。そのためその強調表示を支持する科学的根拠のレベルを正確に伝えるための限定的文言や免責条項などが伴う。FDA の限定的健康強調表示の使用について執行の自由裁量を行使する意図というのは、その強調表示をしている製品が FDA の執行の自由裁量文書で述べていることに一致している限り FDA はその使用に反対するつもりはない、という意味である。

疫学的根拠は米国の子どものピーナッツアレルギーが 1997 年から 2008 年の間に少なくとも 2 倍になったことを示唆する。ピーナッツアレルギーは最もよくある食物アレルギーのひとつで、多くの場合小さい頃に始まって一生続く。FDA が認可したピーナッツアレルギーの治療や予防方法はなく、米国の食品誘発性アナフィラキシーに関連する主な死因である。従ってピーナッツアレルギーの発症を予防するような介入は公衆衛生にとって利益がある。

2015 年に発表された 600 人以上の乳児による LEAP 研究が、乳児に予防戦略としてピーナツタンパク質を早期に導入することを調べた最初の無作為化介入試験である。この研究は、ピーナツアレルギー発症リスクの高い集団である重症アトピー性皮膚炎及び/あるいは卵アレルギーのある乳児にとっては、乳児期 (4~10 か月齢の間) にピーナツを含む食品を摂取しはじめることが 5 才までにピーナツアレルギーになるリスクを減らすことを示した。この知見をもとに NIH 傘下の国立アレルギー感染症研究所(NIAID)が合同委員会を設定しピーナツアレルギー発症予防のための新しい臨床助言を作成した。そのガイドラインは、乳児のそのピーナツアレルギー発症リスクに応じたピーナツ含有食品の早期導入のための 3 つの指針を示している。

今回の限定的健康強調表示はこのガイドラインの背景にあるものと同じ科学的根拠により支持されている。

\* 参考：食品安全情報 (化学物質) No. 1/ 2017 (2017. 01. 06)

【EurekAlert】 NIH が支援した専門家委員会がピーナツアレルギー予防のための臨床ガイドライン を発表

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2017/foodinfo201701c.pdf>

\* 食品安全情報 (化学物質) No. 2/ 2017 (2017. 01. 18)

【NHS】米国の新ガイドラインによると、乳児期早期にピーナツを与えたほうがいい場合もある

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2017/foodinfo201702c.pdf>

ある種のハイリスク乳児にピーナツを早期導入することがピーナツアレルギーリスクを下げるかもしれないと助言する新しい限定的健康強調表示についての FDA コミッショ

## ナーScott Gottlieb, M.D.の声明

Statement from FDA Commissioner Scott Gottlieb, M.D., on a new qualified health claim advising that early introduction of peanuts to certain high-risk infants may reduce risk of peanut allergy

September 7, 2017

<https://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm575008.htm>

アレルギーと食事に関する科学は進化し続けるので、赤ちゃんや子どもに多様な食品を安全に導入するベストな方法についての専門家の助言も進化する。多分我々の世代の両親にとって最も困難な課題の一つは、相当なアレルギー反応を起こす可能性のある食品をいつどうやって導入するか、であろう。これらの決定はある種の食物アレルギーが増えているように見えることからますます難しくなっている。ピーナッツアレルギーは最も良くある食物アレルギーの一つである。そして最も危険なものの一つでもある。ピーナッツアレルギーは米国の食品誘発性アナフィラキシーに関連する主な死因である。だから新米両親が心配するのは当然である。ピーナッツアレルギーの人の多くは小さい頃に発症して一生続く。重症ピーナッツアレルギーに苦しむ子どもを知らない親を見つけるのは難しく、自分の子どもがピーナッツアレルギーでなくても友人や親類にアレルギーの子どもがいる場合がほとんどである。ピーナッツアレルギーが 1997 年から 2008 年の間だけで 2 倍以上になったことを考えると、これは驚くことではない。今日、米国の子どもの 2%がピーナッツアレルギーである。

ピーナッツアレルギーの頻度が多くなり、その帰結が知られるようになると、医師らが親たちに、ピーナッツアレルギーになるリスクの高い 3 才未満の子どもにはピーナッツを含む食品を与えないように助言しはじめた。この助言は善意からのものだったが、新しい根拠に基づくガイドラインは医療コミュニティに異なる方法を薦める。最近の NIH が資金提供した画期的臨床試験では、滑らかなピーナッツバターを含む食品を、ピーナッツアレルギーになるリスクの高い赤ちゃんには 4 か月という早期から導入することがその後の子ども時代にピーナッツアレルギーになるリスクを約 80%減らすことを発見した。この知見により NIH は重症アトピー性皮膚炎や卵アレルギー、あるいは両方がある乳児の親には 4～6か月の早期からピーナッツを含む食品を与えるよう薦める新しいガイドラインを1月に発表した。このガイドラインでは両親に、赤ちゃんにピーナッツを含む食品を与える前に、最初にアレルギー検査が必要かどうか、あるいは医師の監視下で与えるべきかどうかを決めるために医師に相談するよう助言している。

現在あなたが食品表示で見られるピーナッツを含むかどうかの情報に加えて、ピーナッツの早期導入とピーナッツアレルギー発症リスク削減に関する新しい助言が一部の食品に間もなく見られるようになるだろう。一方、丸ごとのピーナッツは小さい子どもには窒息ハザードであり、食べるべきではない。

(以下略)

#### 4. 公示

次の製品は表示されない医薬品成分を含む。製品の写真は各ウェブサイトを参照。

- Physic Candy-Curve

8-31-2017

<https://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm574435.htm>

FDA の検査により、Physic Candy-Curve にシブトラミン、フェノールフタレインが検出された。濃度の記載なし。

- Physic Candy - Define

8-31-2017

<https://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm574438.htm>

FDA の検査により、Physic Candy - Define にはシブトラミンが検出された。濃度の記載なし。

#### 5. 警告文書

- Total Nutrition Inc 8/16/17

August 16, 2017

<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2017/ucm572479.htm>

未承認の医薬品、ダイエタリーサプリメント CGMP 違反、不正表示の問題。

- Louie Foods International 8/21/17

August 21, 2017

<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2017/ucm573018.htm>

CGMP 違反、衛生管理の問題。アルファルファ、緑豆芽、ヌードル、ワンタンの皮の不良品。

- Seiki Co., Ltd. 6/1/17

June 1, 2017

<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2017/ucm572644.htm>

シーフード HACCP 規則（ハザードとしてボツリヌスに言及していない、加工が低温下で行われておらずヒスタミンの管理ができていない、など）、CGMP 違反、不良品、衛生管理の問題。

- Wilbo S.A. 8/8/17

AUG 8, 2017

<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2017/ucm573799.htm>

低酸性食品法違反、食品の不良品の問題。

- Adrian Mortimer 8/15/17

August 15, 2017

<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2017/ucm573967.htm>

違法医薬品の残留。子牛の腎臓から 1.193ppm、肝臓から 33.164ppm のペニシリンとフルニキシム 0.542 ppm が検出される。

- Distribuidora La Jugosita, Inc. 8/17/17

September 1, 2017

<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2017/ucm574519.htm>

果汁 HACCP 規則、不良品

- F. Rozzo & Sons, Inc. 8/21/17

August 21, 2017

<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2017/ucm573833.htm>

水産食品 HACCP 規則、CGMP 違反、不良品、衛生管理の問題

- Nautical Foods, LLC 8/24/17

August 24, 2017

<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2017/ucm573872.htm>

水産食品 HACCP 規則、CGMP 違反、不良品、衛生管理の問題

- Jim Paskewitz Livestock 8/30/17

August 30, 2017

<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2017/ucm574273.htm>

違法医薬品の残留。牛の腎臓から 0.242ppm のペニシリンが検出される。

- 
- 米国疾病予防管理センター (US CDC : Centers for Disease Control and Prevention)

<http://www.cdc.gov/>

## 1. 金属ブレスレットに関連する乳児の鉛中毒—コネチカット 2016

Lead Poisoning in an Infant Associated with a Metal Bracelet — Connecticut, 2016

Patricia Garcia, MD; Jennifer Haile, MD

MMWR / September 1, 2017 / 66(34):916

[https://www.cdc.gov/mmwr/volumes/66/wr/mm6634a6.htm?s\\_cid=mm6634a6\\_w](https://www.cdc.gov/mmwr/volumes/66/wr/mm6634a6.htm?s_cid=mm6634a6_w)

2016年9月、コネチカット州マンチェスターで生後9か月の女児の定期検診で正球性貧血と血中鉛濃度の高値(41 µg/dL)がみられた。子どもは1926年に建てられた自宅でのみ過ごしていた。保健省の調査で鉛塗料の使用を調べたが、それが暴露源ではないと結論した。子どもの3人のきょうだいは3~5才で、いずれも血中鉛濃度は<3 µg/dLだった。

保護者によるとこの子はハンドメイドの「ホメオパシー磁性赤鉄鋼ヒーリングブレスレット」を時々つけていたという。これは地元のフェアで両親が職人から購入したもので、生歯時のむずかり時につけていてしばしばそれをしゃぶっていたという。そのブレスレ

トに使われていた小さなビーズをマンチェスター保健省が調べたところ、鉛が検出され17,000 ppm だった。製造業者は不明で販売記録もない。製品の写真を掲載。

---

● 米国農務省 (USDA : Department of Agriculture)

<http://www.usda.gov/wps/portal/usdahome>

1. USDA は「FoodKeeper」アプリにリコール情報を統合

USDA Integrates Recalls Information into 'FoodKeeper' Application

WASHINGTON, August 29, 2017

<https://www.usda.gov/media/press-releases/2017/08/29/usda-integrates-recalls-information-foodkeeper-application>

FoodKeeper アプリを更新し、USDA と FDA のリコール情報を自動通知するようにした。また今回の更新では食品の適切な取り扱いと貯蔵に関する動画を追加し食品や飲料のリストも 400 から 500 以上に増やした。

---

● オーストラリア・ニュージーランド食品基準局

(FSANZ : Food Standards Australia New Zealand)

<http://www.foodstandards.gov.au/>

1. ピーナッツアレルギーのある消費者に複数のリコールについて警告

Consumers with peanut allergies alerted to multiple recalls

30/08/2017

<http://www.foodstandards.gov.au/media/Pages/Consumers-with-peanut-allergies-alerted-to-multiple-recalls.aspx>

FSANZ はピーナッツアレルギーのある消費者に、表示されていないピーナッツを含む韓国の味噌のさらなるリコールについて警告した。

FSANZ の Mark Booth 長官は、いくつかの Chung Jung One 味噌製品がニューサウスウェールズ (NSW)、ビクトリア、クイーンズランド、南オーストラリア、西オーストラリアで現在リコールされていると述べた。

「州や地域や国境の食品執行機関が同じ海外の製造業者による同様ブランドの味噌製品の調査を続けている。関連製品の多くは販売停止され適切に再表示されるだろうが、ピーナッツアレルギーのある、あるいはピーナッツアレルギーのある誰かの世話をしている消費者には自宅に製品がないかどうかチェックするよう強く求める。我々は執行当局からの

情報が入手でき次第情報を更新する。」

リコール対象製品を購入した人は購入したところに返却して返金してもらうことができる。あるいは製品を捨ててもいい。

\*リコールの詳細

<http://www.foodstandards.gov.au/industry/foodrecalls/recalls/Pages/Chung-Jung-One-Seasoned-Bean-Paste-Products.aspx>

Chung Jung One ブランド Sunchang Ssamjang Seasoned Bean Paste 200g, 500g, 1kg

Chung Jung One ブランド Sunchang Ssamjang Seasoned Bean Paste (Sesame & Garlic) 200g, 500g, 1kg

Chung Jung One ブランド Sunchang Ssamjang Seasoned Bean Paste (for grilled meat) 170g, 450g, 900g

\*アレルギー表示についての事業者向け情報

Allergen labelling

<http://www.foodstandards.gov.au/consumer/foodallergies/Pages/Allergen-labelling.aspx>

\*参考：食品安全情報（化学物質）No. 18/ 2017（2017. 08. 30）

【FSANZ】表示されていないピーナッツのため豆ペーストリコールーさらなるリコールの可能性

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2017/foodinfo201718c.pdf>

## 2. 食品基準改定

Amendment No. 172 – 7 September 2017

<http://www.foodstandards.gov.au/code/changes/gazette/Pages/AmendmentNo172.aspx>

以下の関連部分について改定。

- ・ 加工助剤としてのエンドベータ（1,4）キシラナーゼ
- ・ ワインの加工助剤としてのペクチンとカラギナン
- ・ 加工助剤としてのベータガラクトシダーゼ
- ・ 基準改定

---

● オーストラリア農薬・動物用医薬品局 (APVMA : Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority) <http://www.apvma.gov.au/>

### 1. APVMA モデル評価枠組みについて業界からの意見を募集

Seeking industry comment on the APVMA model evaluation framework

4 September 2017

<https://apvma.gov.au/node/27481>

期間：4 September 2017－3 October 2017

APVMA は規制上の評価のためのアウトプットを生み出すソフトウェアモデルを評価するためのモデル評価枠組み (Model Evaluation Framework) についての意見を募集している。

---

● オーストラリア TGA (TGA : Therapeutic Goods Administration)

<http://www.tga.health.gov.au/index.htm>

1. 2017ARCS 年次会合での TGA のプレゼン

TGA presentations: 2017 ARCS Annual Conference, 22-24 August 2017  
30 August 2017

<http://www.tga.gov.au/tga-presentations-2017-arcs-annual-conference-22-24-august-2017>

7  
各種話題についての多数のプレゼン資料が掲載されている。

2. リコール

**Ausganica Soothing** ハーブ歯磨き粉が健康を害する成分を含む可能性がある

Ausganica Soothing Herbs Toothpaste

Recall - may contain an ingredient that is a danger to your health

5 September 2017

<http://www.tga.gov.au/alert/ausganica-soothing-herbs-toothpaste>

TGA 検査により、Ausganica Soothing ハーブ歯磨き粉にコンフリー (ヒレハリソウ) を使用し、ピロリジジナルカロイドを含むことが確認されたため、回収措置が行われている。

---

● 韓国食品医薬品安全処 (MFDS : Ministry of Food and Drug Safety)

<http://www.mfds.go.kr/index.do>

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果

輸入検査管理課

- 2017.8.18～2017.8.24

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&pageNo=1&seq=38544&sitecode=1&cmd=v>

- 2017.8.25～2017.8.31

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=38612>

- 2017.9.1～2017.9.7

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=38710>

## 2. 勃起不全治療薬の類似物質が検出された無申告の輸入「EXT パワープラス (EXT Power Plus)」製品の回収措置

危害師範中央調査団/先端分析チーム 2017-09-05

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=1&seq=38654&sitecode=1&cmd=v>

食品医薬品安全処は、健康機能食品輸入業者（忠南鷄龍市所在）が正式輸入申告手続きを経ずに輸入した「EXT パワープラス」製品から勃起不全治療薬の類似物質であるヒドロキシホモシルデナフィルなどが検出されたため、該当製品を販売中断及び回収措置すると発表した。

回収対象は米国「PYXIS BIOLOGIX」が製造して健康機能食品として販売された「EXT パワープラス」すべての製品である。

一方、食薬処は密輸入された「EXT パワープラス」製品を流通業者などに 35,775 カプセル(500mg/1 カプセル)、時価 4 億 3 千万ウォン相当を販売した 44 歳男を「健康機能食品に関する法律」違反疑いで検察に送致した。調査の結果、彼は「EXT パワープラス」製品 250g を 2016 年 3 月に一度健康機能食品として正式輸入申告し、それ以降カプセル状態で密輸して国内で包装作業して正式輸入通関製品であるかのように欺いて販売した。また、該当の製品が生薬成分で製造され男性の性機能に効果があるように誇大広告したが、実際は勃起不全治療薬の類似物質が 4 種類含有されているのが確認された。

※ 勃起不全治療薬の類似物質 4 種類：ヒドロキシホモシルデナフィル、ジメチルシルデナフィル、ヒドロキシチオホモシルデナフィル、ジメチルチオシルデナフィル

## 3. 卵のフィプロニル関連記事

### 3-1. 釈明資料

- 釈明資料（連合ニューズーリュ・ヨンジン「殺虫剤の卵」の波動の中で規定を違反して休暇」の記事に関連する）

運営支援課 2017-09-10

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&pageNo=1&seq=38717&sitecode=1&cmd=v>

食品医薬品安全処は、リュ・ヨンジン処長の夏休み(8.7(月)~8.9(水))と法人カード使用が全て関連規定に従って執行されたことをお知らせする。

夏休みは、「年休の残日数がない場合にも年休を予め使わせることができる」という国家公務員服務懲戒関連例規（人事革新先例規）第 9 条に基づき 3 日間早めて使ったことで規定通りに実施された。

\*在職期間 6 月未満である場合、3 日間を予め使用可能

また休暇は殺虫剤卵事件発生（8 月 14 日）以前の 7 月に計画されたもので、国内観光活

性化のために機関長が率先垂範して夏季休暇を積極的に活用するという大統領指示（7月11日閣僚会議）によることであり、規定によって公式手続きを経て総理決裁を受けている。しかも欧州産の殺虫剤卵に対する懸念を受けて輸入段階の検査強化、流通段階における欧州産卵の暫定流通販売中断措置などを執行してから休暇に入っており、休暇中にも電話またはメールなどで基本的な職員報告と指示などの業務を遂行して、8月8日(火)には液体窒素菓子措置と関連して釜山からソウルに移動して総理に直接対面もした。また国内で殺虫剤卵事件が発生した以後には処長も職員と同様に週末も事務室に出勤して事態収拾のために総力を傾けている。法人カードは予算及び基金運用計画執行指針(記載部指針)に基づき適切に使用されており、祝日または休暇中の法人カードは処長室運営に必要な物品（接客用茶菓など）購入と職員激励のために使われた。特に休暇初日である8月7日(月)には暑い夏季食中毒管理で苦勞する釜山地方庁職員を励ますためにアイスクリームの購入目的に法人カードを利用し、アイスクリームを運ぶために近隣に住む知人が同じ方向へ向かう際に車両に同乗しただけで特定利益団体の便宜を受けたわけではない。

- 釈明資料（京郷新聞「殺虫剤卵 2.6 個は安全？食品医薬品安全処が間違っている」報道関連）

食品危害評価課 2017-08-26

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&pageNo=1&seq=38551&sitecode=1&cmd=v>

食品医薬品安全処は、殺虫剤フィプロニルが検出された卵を食べた人の健康リスク可否について評価した結果、慢性リスクの懸念はないと再確認する。

フィプロニルが検出された卵は全て回収・廃棄して現在市中に流通しないように措置しており、今回のリスク評価の目的は殺虫剤卵を食べた人の懸念を解消するために実施された。食薬処が慢性リスク評価の基準にした一日許容摂取量(ADI)は全年齢層を対象に一生涯にわたり摂取しても危害が発生しない安全基準である。

フィプロニルの慢性リスク評価の結果、一生の間毎日 2.6 個を食べてもリスクはないということは、私たち国民全体が全生涯の間平均的に一日 2.6 個まで食べてもリスクの懸念がないという意味であり、特定年齢の摂取可能個数を意味しない。またこれはフィプロニルが検出された卵を食べましようという意味ではなく、たとえ 2.6 個程度食べてもリスクはない濃度でフィプロニルが検出(0.0763ppm)されたということを卵の個数で表現したものである。

※ 記事は卵 2.6 個を全年齢ではなく 0～6 歳に適用している

従って、食薬処の発表が幼児と児童では間違っているという主張は事実と異なる。

### 3-2. 政府発表

殺虫剤検出の卵の回収・廃棄などのフォローアップ通知

農畜水産物安全課 2017-09-04

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=1&seq=38647&sitecode=1&cmd=v>

韓国政府は、産卵鶏農場卵の全数検査結果に対する補完および流通卵の綿密な安全管理のために、自治体と合同で、従来型の市場やオンラインショッピングモールなどを対象にした流通卵の回収検査を実施しており、その過程でキムオクスン農場（慶尚南道梁山市所在）が生産・販売した卵（卵殻コード：15058）でビフェントリン(基準: 0.01 mg/kg)が超過検出(0.24mg/kg)され、該当製品を回収措置すると表明した。また、セイル農場（慶尚北道金泉所在）が生産・販売した「あきれほど生鮮な卵（卵殻コード：14セイル）」と表示された卵も、フィプロニルが検出(0.01mg/kg)されたため、回収措置とする。

これと関連して、食薬処と農食品部は、緊密に協調して該当生産農場が保有している卵を全量廃棄して、殺虫剤成分が検出された原因調査を実施する一方、3回連続検査などの強化により事後管理も強化する計画である。

流通中である殺虫剤検出農場の卵については、全量回収・廃棄措置を施し、追跡調査などを通じて流通を遮断することを明らかにした。また、農食品部は適合農場を含む全産卵鶏農場を対象として、9月から12月まで抜き打ち検査を強化し、食薬処は流通段階の卵に対する回収検査を持続的に実施する。これを通じて食薬処と農食品部は、産地・流通段階で二重点検システムを講じ、卵の安全性確保に最善を尽くす計画である。これらの対策と同時に、回収対象の卵を購入した消費者には、販売元または仕入先に返品するように要請した。

## 卵の検査項目の拡大を通じた安全管理強化

農畜水産物安全課 2017-09-07

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=1&seq=38693&sitecode=1&cmd=v>

韓国政府は、このたびの殺虫剤汚染卵事件をきっかけに、国民の健康および安全のために、綿密な鶏卵安全管理方策が必要であると考え、今後は殺虫剤の検査項目をさらに拡大し、生産、出荷および流通過程での殺虫剤などの検査をより徹底的に実施することにした。（国務調整室・農食品部・食薬庁関係次官会議：9月5日）

まず、卵における殺虫剤試験法に関連して、フィプロニルなど2種については、家畜の代謝過程で発生する物質(代謝物)も検査項目に追加し、10月から産卵鶏農場および流通段階において行う検査を強化する。現行の試験法は今年4月に確立されたもので、フィプロニルについては日本の事例を参考にして代謝物は含まれなかったが、最近ヨーロッパでフィプロニル問題が大きくなり、コーデックス委員会およびEUのようにその代謝物まで検査するのが必要であると判断し、代謝物も検査項目に含むこととした。現在検査対象の27種の農薬成分中4種類で代謝物が生成されるが、このうち2種類はすでに検査項目に含まれており、残り2種(ピプロニルとイミダクロプリド)について代謝物が含まれるように試験法を改善する。

韓国政府は、9月中にフィプロニル代謝物などを対象に含むより強化された試験法を確立した後、標準試薬の確保、関係者教育などの必要な準備を全て完了して、10月からは新しい試験法を適用し、卵の生産および流通過程を徹底的に点検して行く計画である。来年上

半期までに、卵生産農家の生産および出荷段階における随時検査、抜き打ち検査、試料採取方式改善などを通じて不適合卵が初めから市場に出ることないように汚染源の封じ込めに力を注いで行く計画である。殺虫剤が検出された農家に対しては、原因究明など現場調査を強化する。

また、農家が誤って農薬を使用する可能性を減らすために、海外事例などを参考にして、専門防除業者が農薬を撒布するようにする方案も用意する予定である。

同時に、現行 27 種の殺虫剤を検査しているが、それら以外で農薬の使用基準が守られない場合、非意図的に混入する場合(今回全数調査の過程で DDT 検出)も考慮して、管理を強化するという立場で検査項目自体をより拡大する方向に補完していくこととする。このため、農食品部と食薬処は相互緊密に協力し、国内外における殺虫剤の使用実態と管理基準を綿密に点検した後、年末までに検査項目の拡大および試験法の確立を図ることとした。

政府は、検査項目拡大措置とともに、今回の殺虫剤汚染卵事件をきっかけに、国民の食べ物の安全をより確かに担保にするために、民間専門家および消費者の参加の下、関係省庁合同で「食品安全管理改善作業部会」を構成する。畜産業(家禽産業)先進化対策、食品安全認証制度の革新などを含んだ「食品安全全般に関する根本的改善法案」を準備し、年内に発表する計画である。

---

## ● その他

### 食品安全関係情報（食品安全委員会）から

(食品安全情報では取り上げていない、食品安全関係情報に記載されている情報をお知らせします。)

- フランス競争・消費・不正抑止総局(DGCCRF)、フィプロニルによる汚染卵が原因で市場から回収する最初の食品リストが公表されたことを発表  
<https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04770290469>
- 台湾行政院農業委員会、台湾産鶏卵 3 検体からフィプロニルが検出された旨公表  
<https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04770360364>
- 台湾行政院農業委員会、台湾産の鶏卵からフィプロニルが検出された事案を受け、全国の採卵鶏飼養農場のサンプリング検査を強化する旨公表  
<https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04770370364>
- 台湾行政院農業委員会、これまでに 15 の飼養農場の鶏卵からフィプロニルが検出された旨公表  
<https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04770380364>
- 台湾行政院農業委員会、44 の飼養農場の鶏卵からフィプロニルが検出された旨公表  
<https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04770390364>

## EurekaAlert

- 専門家が食用動物に使用される抗生物質を減らすための米国の政策ロードマップを発表

Experts release US policy roadmap to reduce antibiotics used in food animals

29-Aug-2017

[https://www.eurekaalert.org/pub\\_releases/2017-08/gwu-eru082917.php](https://www.eurekaalert.org/pub_releases/2017-08/gwu-eru082917.php)

様々な分野の専門家 12 名により作成され、政策に関する 11 勧告を含むロードマップを報告した。以下を参照。

\*Combating Antibiotic Resistance: A Policy Roadmap to Reduce Use of Medically Important Antibiotics in Livestock

<http://battlesuperbugs.com/PolicyRoadmap>

内容としては

- ・ 医療上重要な抗生物質を畜産に使うことは減らす
- ・ 使用を監視
- ・ 耐性のサーベイランスの強化とデータの統合、政策への利用、 など。

- 研究が回遊性シーフードの放射能に関する懸念を否定する

Study negates concerns regarding radioactivity in migratory seafood

30-Aug-2017

[https://www.eurekaalert.org/pub\\_releases/2017-08/viom-snc083017.php](https://www.eurekaalert.org/pub_releases/2017-08/viom-snc083017.php)

ー汚染物質は災害後の環境トレーサーとしての使用を示唆ー

福島発電所が大量の放射性物質を近くの海に放出したとき、地元だけでなく太平洋を横断して汚染シーフードを食べることによるヒト健康影響への心配が提示された。国際研究チームの新しい研究は、そうした懸念はいらないことを示した。少なくともマグロやメカジキやサメなどの回遊性の海の捕食者の肉を食べることにしては。チームは  $^{134}\text{Cs}$  と  $^{137}\text{Cs}$  に注目し 2012 年から 2015 年に北太平洋全体で集めた補食性の魚や大型脊椎動物の組織を調べた。 $^{134}\text{Cs}$  は検出されず、 $^{137}\text{Cs}$  は 1940 年代から 50 年代の核実験由来のバックグラウンドレベルだった。日本、ハワイ、カリフォルニアの近くの動物を集めた。

主著者のハーバード大学の Daniel Madigan は「我々の測定と、このシーフードを食べたことにより一人の人がどれだけの量の放射性セシウムを摂取するかの計算は、ヒト健康影響は無視できるだろうことを示す。」

共著者の William & Mary's バージニア海洋科学研究所の准教授 Kevin Weng は「さあさあ寿司を食べに行こう！我々の仕事は福島災害由来の放射能は公海の脊椎動物では極めて低いことを示す」という。

Madigan らは福島事故後間もなくカリフォルニア沿岸でつかまえたマグロに放射性セシウム濃度の増加を検出した。これはこれらの魚が二ヶ月以内に 6000 マイルを泳いだことの証拠であった（海流が到達するには 2 年以上かかる）。この研究はセシウムの同位体がトレ

ーサーとして使えることを報告したものだだったが、人々はヒト健康リスクに注目した。こうした回遊魚を食べることによるリスクは極めて低いことが示されていたが一般の懸念は継続し、マグロ以外の種にまで拡大した。北太平洋サーモンやホタテやアシカまでが非常に心配され、インターネットには「太平洋は死んだ」とまで書かれた。「我々の研究の目的のひとつは、こうしたリスク認識を、より広範な脊椎動物を北太平洋全体で調査することにより全体の文脈のなかで示すことである」と Madigan はいう。この報告は *Environmental Science & Technology* に発表された。

- 1日三回タンパク質を食べることが高齢者を強くする

Eating protein three times a day could make our seniors stronger

30-Aug-2017

[https://www.eurekalert.org/pub\\_releases/2017-08/muhc-ept083017.php](https://www.eurekalert.org/pub_releases/2017-08/muhc-ept083017.php)

加齢による筋肉の喪失は避けられないが、十分タンパク質を摂ることが一つの対策である。McGill 大学保健センター研究所の研究によると摂取するタンパク質を1日三回に均等に広げることが高齢者のより大きな筋量につながるようだ。*American Journal of Clinical Nutrition* に発表された1800人を3年フォローした研究。

- 国際研究が脂肪と炭水化物を適度に摂取することが健康にとってベストであることを示す

International study shows moderate consumption of fats and carbohydrates best for health

29-Aug-2017

[https://www.eurekalert.org/pub\\_releases/2017-08/mu-iss082517.php](https://www.eurekalert.org/pub_releases/2017-08/mu-iss082517.php)

5大陸135,000人以上を対象にした研究が、脂肪と果物と野菜を適度に摂り、高炭水化物を避けることが死亡リスクの低さと関連することを示した。

適度がどのくらいかという、死亡リスクが最も低かったのは1日に野菜と果物と豆を3~4サービング(合計375~500g)で、それ以上摂っても追加のメリットはほとんど無かった。また脂肪はエネルギーの約35%が最も低いリスクと関連した。一方、炭水化物の多い食事(総エネルギーの60%以上)は、心血管系疾患リスクとは関連しないが死亡率の高さと関連した。これは *The Lancet* に発表された二つの報告から。なお世界中のほとんどの人は野菜と果物と豆の合計で375~500gは達成している

- 報告書：全粒穀物は直腸結腸がんリスクを下げ、加工肉は上げる

Report: Whole grains decrease colorectal cancer risk, processed meats increase the risk

7-Sep-2017

[https://www.eurekalert.org/pub\\_releases/2017-09/aifc-rwg082917.php](https://www.eurekalert.org/pub_releases/2017-09/aifc-rwg082917.php)

米国がん研究協会(AICR)と世界がん研究基金(WCRF)の新しい報告書。全粒穀物をがん

リスク低下の独立要因としたのはこれが初めてである。

「食事、栄養、運動と直腸結腸がん : Diet, Nutrition, Physical Activity and Colorectal Cancer」では、2,900 万人のデータを含む 99 の研究を解析した。直腸結腸がんリスクを増やす要因として、ホットドッグやベーコンなどの加工肉を定期的に食べることに、週に 500 g 以上の赤肉を食べること、過体重または肥満、1 日に 2 杯以上の飲酒（アルコール 30g 以上）がある。一方、リスクを減らす要因としては運動、全粒穀物を 1 日 90 g 以上、食物繊維の摂取が寄与する。他にも関連する要因はあるがそれほど明確ではない

● アプリコットカーネル抽出物で男性がシアン化物中毒になった

Man develops cyanide poisoning from apricot kernel extract

11-Sep-2017

[https://www.eurekalert.org/pub\\_releases/2017-09/b-mdc090717.php](https://www.eurekalert.org/pub_releases/2017-09/b-mdc090717.php)

*BMJ Case Reports* に報告された 67 才男性の症例報告。

ルーチンの手術のための麻酔時に異常に低い酸素濃度（低酸素症）であることがわかった。血液検査で血中シアン化物濃度が高かった。男性は毎日ティースプーン 2 杯の自家製アプリコットカーネル抽出物とハーブフルーツカーネルサプリメント Novodalin3錠を過去 5 年、摂っていた。約 17.32 mg のシアン化物を毎日摂っていた計算になる。医師が懸念を伝えたが、彼は摂取を続けることを選んだ。

● 誇大広告に注意—科学の「偏った解釈」は広く行われている、研究者が警告

Watch out for hype -- science 'spin' prevalent, researchers warn

11-Sep-2017

[https://www.eurekalert.org/pub\\_releases/2017-09/p-wof090617.php](https://www.eurekalert.org/pub_releases/2017-09/p-wof090617.php)

*PLOS Biology* に発表された新しい研究によると、生命医学論文の 1/4 以上は結果の解釈を歪めたり結果がより好ましく見られるように読者を誤解させたりする方法を使っている。シドニー大学 Charles Perkins センターと薬学部の Kellia Chiu、Quinn Grundy そして Lisa Bero が、生命医学論文のいわゆる「偏った解釈 spin」を解析した 35 論文の系統的レビューを行った。26%の論文が spin を含みこの数字は無作為化をしていない論文だと 84% に増える。各種 spin 戦略は、

- ・統計学的に有意でない結果について不適切な主張をする
- ・研究結果で支持されない臨床上の不適切なことを薦める
- ・そんなことは言えないのに原因を何かのせいにする
- ・結論でデータの一部だけや統計学的有意差のあったものだけ強調するなどの選択的報告
- ・実際より好ましく見えるようにデータを提示する、例えば要約で過剰に楽観的、研究デザインを誤解させる、有害事象を過小に報告

以上

---

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室